

消費者行政に係る意思表示

近年、インターネットによる取引の急速な普及や商品・サービスなどの多様化などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、高齢者・若者を問わず消費生活に関する様々なトラブルの相談が増加しております。

その中でも、定期購入に関する契約トラブルの相談が未だに多く、また若年層による投資詐欺や副業に関するトラブルの相談が増加傾向にあります。

市では、こういった消費者トラブルに対応するため相談窓口を充実・強化し、消費者被害の未然防止・早期発見・拡大防止を図るため、市の広報紙や出前講座などによる消費者教育や啓発活動を行なって参りました。

今後も、市民の安全・安心な消費生活の実現を目指して、消費者行政を推進してまいります。

令和6年2月5日

大館市長 福原 淳嗣